## <平成25年度>

# 監査委員事務局の運営方針

#### ■基本情報■

#### <担当事務>

- (1) 定期監査、随時監査、行政監査、財政援助団体等。 監査、住民監査請求に基づく監査及びその他特別 監査に関すること。
- (2) 例月現金出納検査に関すること。
- (3) 決算審査、基金の運用状況審査、財政健全化審査 に関すること。

#### <部の職員数>H25年4月1日現在

正職員	8名
再任用職員	- 名
任期付職員	- 名
非常勤職員	- 名
合計	8名

#### ■ 基本方針 ■

本市のめざす「住みたい・住み続けたいまち」にふさわしい事務執行が行われているかをチェックし、必要な改善を促す立場の行政委員会として、対象部署への各種監査、例月現金出納検査及び決算審査等について、平成25年度年間監査計画に基づき実施します。

監査日程については、市議会や本市の主要なスケジュールも考慮した設定に努めます。

#### I 重点施策・事業

#### ◆定期監査〔地方自治法 199条4項〕

年間監査計画に基づく定期監査として、平成 25 年度は5つの部と教育機関について、財務 に関する事務の執行状況等の監査を行います。 事務局は書類の審査及び現地調査等を通じて、 対象部署の事務の執行状況全般を、監査委員の 協議の場へ報告します。監査委員から対象部署 への聞き取りの後、指摘事項や意見要望事項等 の監査結果の講評が行われます。

# ◆随時監査(財政援助団体等監査、同監査に伴 う所管部署に対する監査及び工事監査)

〔地方自治法 199 条5項·7項〕

定期監査と同様に事務局による書類の審査及

び現地調査を行います。工事監査については、専門の技術士に調査業務を委託します。

#### ◆例月現金出納検査

〔地方自治法 235 条の 2 第 1 項〕

監査委員が毎月行う各会計の現金出納検査に際し、事務局として事前に各会計の書類審査を 実施し、その結果を審査当日に報告します。

## ◆決算審査及び財政健全化法に基づく審査

〔地方自治法 233 条 2 項〕

市長から提出された前年度の決算書等について、事務局として提出書類や数値の審査等を行い、監査委員の協議の場へ報告します。監査委員は関係部局への聴取を行うとともに、これらのプロセスを踏まえ、各会計ごとに意見をまとめた決算審査意見書として市長へ提出されます。

#### ◆住民監査請求監査〔地方自治法233条2項〕

住民監査請求が提出された場合は、事務局に おいて形式的審査を行い、監査請求書を収受し、 請求要件の調査を行った後、受理の可否につい て監査委員協議に付します。

受理が決定された場合は、60 日間の監査期間に基づき事前調査等を行い、監査委員の協議の場へ報告します。

#### Ⅱ 行政改革・業務改善

## <業務改善運動のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
包括外部監査結果	平成 25 年度で8年目と
の活用	なる包括外部監査におい
	て、これまで出された意見
	等について、監査委員によ
	る定期監査の中でも、対象
	部署の取組や対応状況等
	を改めて確認し、内部と外
	部の監査の視点を連携さ
	せることで、一層の事務改
	善へとつなげる。
紙使用量の削減	監査委員事務局では、定期
(エコオフィスの推	監査ほかの監査に際し、対
進に加え、事務局とし	象部署の事務の執行状況
て従来から設定して	全般を監査委員の協議の
いる努力目標)	場へ報告するが、調査報告
	書には対象部署から取得
	した書類のコピーが多く
	含まれているため、調査報
	告書の PDF 化を促進し、
	作成段階におけるパソコ
	ン画面による閲覧を行う
	ことにより、監査の途上に
	おける過剰な紙使用の抑
	制に努める。

## Ⅲ 予算編成・執行

◆平成25年度当初予算では、異動に伴っての 給与、手当等の人件費の減額及び監査委員の出 張旅費が平成25年度は宿泊を伴わない地域と なったことによる減額等で、対前年度比 454 万 2000 円の減額となりました。

## Ⅳ 組織運営・人材育成

- ◆事務局内での協議を適時・適宜行うことで、 対象部署の書類の審査及び現地調査等を通じて 得た情報の認識について、職員間における認識 や情報の点検・共有化を行い、運営方針に基づ く組織目標の実現に向けて、適切な進行管理に 努めます。
- ◆全ての部署を監査する立場であることから、 職場研修、派遣研修等を通じて、監査技術や手 法だけでなく、市政全般に関する知識や理解力 を高め、事務局職員としての分析及び説明能力 の向上を図ります。
- ◆班体制での業務運営と OJT を通じて異動者の早期の習熟と育成を行いつつ、事務局全体として、時間外勤務の縮減に努めます。

#### V 広報・情報発信

## <ホームページの充実>

監査結果を公表後速やかに公式ウェブサイトである「枚方市ホームページ」に掲載するなど、 説明責任の充実を図ります。

庁内に対しては、グループウェア上の監査庁 内報「オーディット・フォーラム」の発行を通 じ、監査結果等をわかりやすく伝えていきます。